

【公布された条例等のあらまし】

● **徳島県行政組織規則の一部を改正する規則**（規則第三十一号）

一 未来創生文化部にこども未来局を設置するとともに、次世代育成・青少年課及び同課こども未来応援室を改組し、同局にこどもまんなか政策課及びこども家庭支援課を設置することとした。

二 国保・自立支援課を改組し、国保・地域共生課を設置することとした。

三 もうかるブランド推進課次世代農業室を改組し、みどり戦略推進課を設置することとした。

四 漁業調整課を改組し、漁業管理調整課を設置することとした。

五 その他知事の内部組織、職制等について、所要の改正を行うこととした。

六 この規則は、令和五年六月一日から施行することとした。

● **徳島県事務委任規則の一部を改正する規則**（規則第三十二号）

一 機構改革の実施に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、令和五年六月一日から施行することとした。

● **機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則**（規則第三十三号）

一 次に掲げる規則について、機構改革に伴う整備を行うこととした。

1 徳島県会計規則

2 徳島県職員被服等貸与規則

3 徳島県庁舎等管理規則

4 生活保護法施行細則

5 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則

6 遊漁船業の適正化に関する法律施行細則

二 この規則は、令和五年六月一日から施行することとした。